



新潟県報

発行 新潟県

第 46 号

令和8年6月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 520 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2により知事が定める金額の一部改正（総務事務センター）
- 521 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正（総務事務センター）
- 522 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 523 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

公 告

特定調達契約の落札者等について（地域医療政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第520号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次の表のように改正する。

令和8年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) (略)	(略)	常時介護を要する状態	(1) (略)	(略)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該	月 額 <u>9 万 790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該	月 額 <u>8 万 5,490円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

	介護に要する費用として支出された額が <u>9万790円</u> 以下であるときに限る。)			介護に要する費用として支出された額が <u>8万5,490円</u> 以下であるときに限る。)	
随時介護を要する状態	(1) (略)	(略)	随時介護を要する状態	(1) (略)	(略)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>4万5,400円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>4万5,400円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>4万2,700円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>4万2,700円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第521号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年新潟県条例第42号)第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額)の一部を次の表のように改正する。

令和8年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

(太枠部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,799円	14,597円	20歳未満	5,499円	13,975円
20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円	20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円	25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円	30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円	35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円	40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円	45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円	50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	7,536円	27,949円	55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円

60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円	60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円	65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,400円	14,597円	70歳以上	4,200円	13,975円

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営三日市・新屋敷地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良性事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和8年6月17日から令和8年7月14日まで
- 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- その他
 - 審査請求について
この土地改良性事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - 土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - この土地改良性事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良性事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営塩ノ入地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 縦覧に供する書類の名称
県営緊急防災等工事計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和8年6月17日から令和8年7月14日まで
- 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
耳鼻咽喉科手術機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年6月3日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808-22
- 7 落札価格
68,173,600円
- 8 入札公告日
令和8年4月24日
- 9 落札方法
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、鑑査支援機能付全自動錠剤分包機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年6月16日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

鑑査支援機能付全自動錠剤分包機 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年10月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和8年6月23日（火）午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和8年6月29日（月）午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 暴力団等の排除
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、高周波手術装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年6月16日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
高周波手術装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和8年10月30日（金）
- (4) 納入場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329
- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和8年6月23日(火)午後5時15分

4 入札の日時及び場所

令和8年6月29日(月)午前10時30分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。